

日本経済の持続的成長に向けて
(平成30年11月15日 関西大会政策提言)

一般社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、輸出の拡大などを背景に、生産が緩やかな増加傾向を維持しており、設備投資も企業収益の改善に支えられて拡大基調にある。しかしながら、9月の日銀短観では、大企業・製造業の業況判断が3四半期連続で悪化しており、米中貿易摩擦などの保護主義的な通商政策の強まりなどが、企業心理に暗い影を落としつつある。

こうした中、日本経済が持続的成長を実現していくためには、グローバル化とイノベーションの視点で、あらゆる産業の成長力を強化していく必要がある。

特に、国際貿易環境が深刻な危機にさらされている中、わが国は自由貿易を守る旗手として、RCEPの年内合意の実現などにより、世界の自由貿易体制づくりをリードしていくことが重要である。

また、日本全体で生産性の向上を図るためには、デジタル技術やデータ活用の促進、サイバーセキュリティの強化等に取り組んでいく必要があり、人材育成や研究開発投資・設備投資を活発化させる税制優遇の拡充や規制改革等に政策資源を集中していかなければならない。

我々産業機械業界は、わが国産業の更なる発展と共に、自身も新たなイノベーションを生み出しグローバルに発展していくため、第4次産業革命と「ものづくり」の融合により高付加価値を追求するなど、総合ソリューションを提供する高度機械産業として、時代の変化に対応した自己改革を実行していくと共に、わが国の強みであるエネルギー・環境保全分野に関する技術やサービスに更に磨きをかけ、関連産業と連携しながら、新たな市場を創造し、地球環境保全と日本経済の成長に引き続き貢献することが重要と考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1. 日本経済の持続的成長に向けた施策

- (1) わが国経済が持続的成長を実現していくためには、グローバル経済の安定的かつ持続的な発展が不可欠である。わが国は保護主義に対抗する自由貿易を守る旗手として、より多くの国々と連携しながら、自由で開かれた貿易・投資ルールづくりを推進すること。
- (2) 成長戦略、構造改革、規制緩和の更なる推進により、生産性向上と企業収益の改善を通じた民間主導の経済の好循環を安定かつ着実に拡大していくこと。
- (3) 人、機械・システム等、様々なつながりによる新たな付加価値を創造する「Connected Industries」を推進する等、第4次産業革命への対応を更に加速すること。
- (4) 民間活力を引き出し潜在成長力を高めるため、税制改革、社会保障負担の軽減、安定的で低廉なエネルギー供給等、事業環境の国際的なイコールフットィングの早期実現を図ること。
- (5) 激甚化する自然災害を見据えた防災・減災・国土強靱化のための緊急対策や、老朽化した社会インフラの効率的な維持・管理手法の実現などへの取り組みを進めること。また、工場の耐震化や非常用電源の設置等を後押しする支援措置等を充実させること。
- (6) 為替の急変動を回避しつつ適正な水準を実現するため、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。

2. 製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) わが国製造業の技術力の更なる強化や生産性の向上に向け、研究開発投資や設備投資を支援する税制優遇等の拡充、手続きの簡素化に取り組むこと。また、先端技術の市場化・導入促進等の各種施策を一層充実させると共に、世界の製造業をリードしていくための国際標準化・規格化づくりを強化していくこと。

- (2) 将来の「ものづくり」を支える人材、グローバル人材、IoT 人材等の教育・育成プログラムの構築、次世代を担う企業の若手研究者への支援制度の充実、女性・高齢者の雇用環境の整備、外国人材の活用拡大等、各種施策を総合的に進めること。
- (3) わが国産業機械業界がデジタル技術等の革新技術の活用を加速し、様々な産業の省力化・効率化に貢献すると共に、社会インフラ整備等を通じた人々の暮らしの最適化に繋げていくため、産官学連携による技術開発の促進や情報通信政策の推進、データ流通・利活用環境の整備、テクノロジーを活用した新たなビジネス展開の推進等に取り組むこと。
- (4) 地域経済の核となる中堅・中小製造業の競争力をより強化するため、国際的な事業活動や、知的財産の活用等を支援する各種施策を一層充実させること。また、事業継承・再編・統合等による新陳代謝の促進や事業環境の整備に取り組むこと。

3. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 貿易摩擦が激しさを増す中、日本企業の海外事業活動を円滑に進めていくため、日欧 EPA、TPP11 の早期発行に加え、RCEP や日中韓 FTA の早期かつ高いレベルでの実現を目指すこと。併せて、中小企業や地域経済が EPA・FTA を積極的に活用し、新たな成長へ繋げていくための取り組みを一層強化すること。なお、日米間の TAG（物品貿易協定）については、両国間の貿易・投資の更なる拡大を実現する合意を目指すこと。
- (2) 日本企業が新興国等で質の高いインフラ整備や環境保全、エネルギー開発等に貢献するため、官民連携したトップ外交を強力に推進すると共に、ODA や JICA、JBIC、NEXI 等による支援を充実させること。また、ハード面の整備のみならず、国際標準化・規格化の推進や、相手国の制度構築・人材育成等ソフト面での取り組みも強化すること。なお、日本企業の優れた技術の活用を促進するため、円借款に関する調達制度等の改善を図ること。

- (3) 租税条約の締結国の拡大や既締結条約の高水準な内容への改定、非関税障壁の撤廃、知的財産保護等に関する協議を推進すると共に、模倣品対策及び技術流出対策の強化を図ること。

4. エネルギー・環境保全、安全管理に関する施策

- (1) 「第 5 次エネルギー基本計画」を着実に推進するため、原子力発電を含めた「安定供給、経済効率性、環境適合、安全性 (3E+S)」を考慮した最適な 2030 年のエネルギーミックスの実現に向けた取り組みを加速すること。また、2050 年に向けたエネルギー転換・脱炭素化の技術開発等への支援を更に充実させること。
- (2) 再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の普及・促進、革新的省エネルギー技術や蓄電池技術の開発支援、工場等の未利用エネルギーの有効利用等に伴う規制緩和等、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。また、水素、バイオマス、風力、地熱、地下水熱・地中熱、海洋資源等の開発・利用等を強力に推進すること。
- (3) 米国は「パリ協定」からの脱退を表明したが、地球温暖化対策への取り組みは世界の潮流となっている。わが国が国内での排出削減のみならず、地球規模での温室効果ガス削減に積極的に貢献していくため、二国間クレジットの推進に加え、ODA や JBIC 等による支援を拡充させる等、日本企業の優れた環境技術を活かした国際的な貢献を更に強化すること。
- (4) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進すると共に、機械安全標準の普及に努めること。また、老朽化した生産設備の新陳代謝、事故予防・保守への AI 活用、事故リスクを低減する機械装置の導入等、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。